

上野原市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）実施要項

1 目的

本要項は、近年の極端な猛暑による熱中症の健康被害を防止し、市民が一時的に暑さをしのげる涼しい空間を確保するため、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 21 条に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

2 施設の要件（指定基準）

上野原市内に所在し、以下の要件をすべて満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有していること。
- (2) 山梨県内に「熱中症特別警戒アラート」が発表された際、施設の営業時間内において、市民等に開放できること。ただし、施設の休業日や営業時間外においてはその限りではない。
- (3) 必要かつ適切な空間を確保すること。（施設の大きさにかかわらず、受け入れ可能と見込まれる人数に応じた適切な空間が確保されること。）
- (4) 当該施設（開放する空間）を無料で利用できること。
- (5) 開放する空間において、熱中症予防のための水分補給等の飲食を可能とすること。
- (6) 電気使用料等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費を事業者が負担すること。
- (7) 市と気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の運用に関する協定書を締結し、その内容を履行できること。

3 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一とし、その期間のうち、各施設の営業時間（定休日等を除く。）を開放日時とする。

4 協力施設にお願いする事項（役割）

- (1) 「熱中症特別警戒アラート」発表時の施設の開放
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合であっても、暑さを避けるための可能な範囲での施設の開放（自主的な開放）
- (3) 市が提供する啓発ポスターやステッカー等の見やすい場所への掲示
- (4) 可能な範囲での、利用者への声掛け等の熱中症予防啓発

5 上野原市の役割

- (1) 市ホームページや広報誌等での協力施設の公表（名称、所在地、開放日時等）
- (2) 啓発資材（ポスター、ステッカー等）の提供
- (3) 熱中症対策に関する情報提供

6 費用負担

クーリングシェルターの運用に伴う冷房費、光熱水費等の維持管理費用や、スペースの提

供に係る費用については、各施設（事業者）の負担とする。市からの補助金等の支給は行わない。

7 応募から指定までの手続き

(1) 応募

別紙「上野原市クーリングシェルター登録申込書」に必要事項を記入し、市へ提出する。

(2) 協議及び協定締結

申込受付後、市と事業者との間で運用に関する協議を行い、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の運用に関する協定書」を締結する。

(3) 指定及び公表

協定締結後、市が正式にクーリングシェルターとして指定し、市ホームページ等で公表のうえ運用を開始する。

8 指定の解除

次のいずれかに該当する場合は、クーリングシェルターの指定を解除し、市ホームページ等から情報を削除する。

(1) 施設側から協定解除の申し出があった場合

(2) 施設が第2項の要件を満たさなくなったと市が認めた場合

(3) その他、クーリングシェルターとしての運用が困難であると市が認めた場合

9 免責事項等

(1) 施設内における利用者同士のトラブルや、利用者の所持品の紛失・破損等について、市は一切の責任を負わない。

(2) 利用者が体調不良等を訴えた場合は、施設管理者の判断により、救急要請等の適切な対応を行うものとする。

10 問合せ先及び提出先

上野原市役所 子育て保健課 医療保健担当

住所：〒409-0112 山梨県上野原市上野原 3163 番地

上野原市総合福祉センターふじみ

電話：0554-62-4134（直通）

メール：iryo@city.uenohara.lg.jp

別紙

令和 年 月 日

上野原市長 様

上野原市クーリングシェルター登録申込書

上野原市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）実施要項に基づき、下記のとおりクーリングシェルターの登録を申し込みます。

公開情報（上野原市のホームページ及び広報等に掲載し、公表させていただきます。）

事業者（施設）名称	
施設所在地	
開放可能日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ※開放可能曜日に○印をご記入ください。
開放時間	
定休日・休業日	
受入可能人数（目安）	
開放スペースの場所	例：1階ロビー、店舗内休憩スペース 等

非公開情報（クーリングシェルターの運営に係る連絡等においてのみ利用させていただきます。）

ご担当者名		
ご担当者部署		
ご担当者連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

【要件確認チェックリスト】

※以下の項目を確認し、該当する[]に「✓」をご記入ください。すべてに✓が入ることが登録の条件となります。

- [] 適当な冷房設備を有している。
- [] 「熱中症特別警戒アラート」発表時、営業時間内において市民等に開放できる。
- [] 受入可能人数に応じた、必要かつ適切な空間を確保できる。
- [] 開放する空間を無料で利用できる。
- [] 開放する空間において、熱中症予防のための水分補給等の飲食が可能である。
- [] 電気使用料等、開放に当たって必要な経費を負担することに同意する。
- [] 市と協定書を締結し、その内容を履行できる。